

**平成21年度市民活動団体事業支援補助金の申請受付を開始します**

団体の自立化を支援する制度です。市民活動団体が行なう公益的な事業の費用の一部を補助します。公開ヒアリングを経て交付団体を決定します。

**対象となる団体の条件**

①市内在住並びに市内で市民活動を行なっている(これから行なう)団体で、おおむね5人以上で構成される。

②運営の主な部分で市からの支援等を受けていない。

③宗教活動、政治活動、営利活動を目的としない。

④特定非営利活動促進法に基づくもの以外の法人格を有しない。

⑤輝き市民サポーツセンターに登録している。

◆

補助対象事業 市民活動団体  
が市内で行なう事業で、団体の自立を促し、市民にとっても、きわめて効果的であると思われるもの

※次の事業は除きます。

▼市の委託事業

▼介護保険サービス事業

補助金額 事業費の7割 (10万円以内)

※交付は1年に1回で、同じ団体が2回まで受けるこ

とができます(同一事業可)。また、平成20年度まで

行なつていた市民活動促進

補助金制度で「始業期支援

補助金」の交付を受けた団

体は、1回に限り交付を受

けることができます。

●市、その他公的機関から

補助を受けている事業ま

は受ける予定の事業

は直接的活動を指します。天

災によるもの、危険度の高

い活動など対象にならない

場合があります。

●狂犬病は、犬だけでなく

人間を含む全ての哺乳類に

感染すると、致死率100%

という大変恐ろしい感染症

です。

そのため、最も感染しや

すい犬には、年に一度の狂

犬病予防接種を受けること

が「狂犬病予防法」により義

務付けられていますので、

必ず接種をしてください。

接種は動物病院でもでき

ますが、下表の日程で集合注

射を行ないますので、お近く

の会場で受けてください。

●狂犬病予防注射のお

申込みは不要です

事前の登録手続きの必要

はありません。

◆事故が起きたら

すぐに協働推進課へお知

らせください。事故発生か

ら20日以内に連絡のない場

合、補償金が支払われない

場合がありますので、ご注

意ください。

●申込みはがき(狂犬病予防注

射済票交付票)、注射代及び

新規登録の方は6,550円

(新規登録の方は3,550円)

●注射代は動物病院で受け

る場合と異なる場合があり

ます。

●犬の体は清潔にしてから

くるようお願いします。

●会場には、犬を自由に扱え

る方が連れてきてください。

●会場でオシッコをしない

ように気をつけてください。

●狂犬病予防注射(集合注射)日程

●犬のふんは必ず持ち帰つ

てください。

●2週間以内に人を噛んだ

犬は接種できません。

●接種にあたって

●次のような場合には、接種

ができない可能性があります。

●当日の接種を控えるか、当

日、獣医師にご相談ください。

●現在病気を治療中。または

妊娠中、授乳中。

●元気がない。食欲がない。

●下痢、嘔吐等体調が悪い。

●過去に予防接種で具合が悪くなつた。

●1年以内にてんかんの発作をおこしている。

●1か月以内に他の予防接種を受けた。

●犬のふんは必ず持ち帰つ

てください。

●狂犬病予防注射(集合注射)日程

●狂犬病予防注射(集合注射)日程